

## 平成31年度発注者支援業務等説明会 質問に対する回答について

説明会当日の質問内容と質問に対する回答を掲載しています。

番号	質問	回答	備考
1	説明会資料p16及びp71 ダム管理支援業務の担当技術者の配置について1つの履行場所(業務対象施設)において1名については資格を満たす必要はないとあるが、「ダム管理巡視及び機器監視業務」と「情報連絡業務」の業務内容ごとに1名について資格を満たす必要はないということになるのか。	説明会資料p16に記載のとおり、履行場所(業務対象施設)毎で1名については資格を満たす必要はないものとなります。 業務内容毎で1名が資格を満たす必要がないということではありません。	説明会より 補足回答
2	技術者の変更について 担当技術者で、同種ありとして申請をした場合に、類似ありの者でしか配置できなくなった場合は変更出来るのか。	申請書に記載したとおりの配置予定技術者の配置は必要です。契約後、病休、死亡、退職等のやむをえない場合においては、同等以上であるとの発注者の承諾を得れば変更可能です。	
3	説明会資料p69 様式-12直接的雇用関係に関する要件の確認について、競争参加資格確認申請書提出時に直接的雇用関係が成立していない場合は、下側をチェックし、証明等の貼付はいらぬということでしょうか。	直接的雇用関係が参加申請段階である場合については、上側をチェックし、雇用関係が確認出来る資料を添付ください。 参加申請段階で直接的雇用関係の確認が出来ない場合は、下側をチェックし契約締結日までに成立することを誓約いただいたことをもって確認に替えさせていただきますので、なんらかの証明する資料の添付は不要です。なお、契約後に直接的雇用関係が確認出来る資料を提出いただきます。	
4	説明会資料p69 様式-12直接的雇用関係に関する要件の確認について、雇用確認の証明資料として健康保険証等とあるが「等」というのは具体的にどのようなものならばよいのか。自社で発行した雇用証明書のようなものでも構わないか。	原則、公的機関発行の証明書とします。 必要な事項は、氏名、生年月日、就職年月日等指定された日までに雇用が確認できるもの。 健康保険被保険者証のほか、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書。 雇用形態により公的機関発行の証明書が貼付出来ない場合においては、自社発行の証明書類として雇用契約書の写し、雇用証明書などでも構いません。	説明会より 補足回答
5	説明会資料p71 旅費交通費の率計上について、旅費交通費、業務用自動車、駐車場といったものがあるがどこまでが率計上でどこまでが別途計上になるのか。	率計上による範囲等については特記仕様書に明記しますので個別案件については特記仕様書でご確認ください。 標準的な範囲は、旅費交通費及び業務用自動車に関する費用になります。	
6	説明会資料p73 工事監督支援業務の担当技術者の行う業務の再委託の禁止について、担当技術者を再委託により確保することはできず、直接的雇用しかできないということか。	担当技術者が再委託により配置されることは禁止されます。一方直接的雇用を求めているものではないため派遣など直接的雇用以外の雇用形態については禁止されるものではありません。 発注者及び受注者、受注者と担当技術者の関係において相互の権限や指揮命令系統といった関係が適切に確保されることを目的として、再委託の禁止を追加するものとなります。	